

「単品スライド」説明会次第

山口県土木建築部 技術管理課

日時：平成20年7月24日(木)10:00～12:00

場所：山口県総合保健会館(健康づくりセンター)

次 第

- | | | |
|---|------------|-------------|
| 1 | 挨拶 | 10:00～10:05 |
| 2 | 単品スライドについて | 10:05～11:50 |
| 3 | 質疑応答 | 11:50～12:00 |

単品スライドについて

単品スライド条項とは	1
山口県建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)運用基準	3
単品スライド条項運用基準の取扱いについて	9
単品スライドの対象資材	17
単品スライド事務手続きの流れ	19
各種様式	23
ホームページ掲載概要	31
単品スライドQ & A	35

平成20年7月

山口県土木建築部技術管理課

単品スライド条項とは工事請負契約約款第25条第5項のことである。

以下に山口県建設工事請負契約約款第25条を抜粋

第1～4項 全体スライド条項

第5項 単品スライド条項

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内でこの契約を締結した日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金の額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金の額から当該請求時の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金の額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「この契約を締結した日」とあるのは「直前のこの条の規定に基づく請負代金の額の変更について請求があった日」として同項の規定を適用する。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金の額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金の額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金の額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金の額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

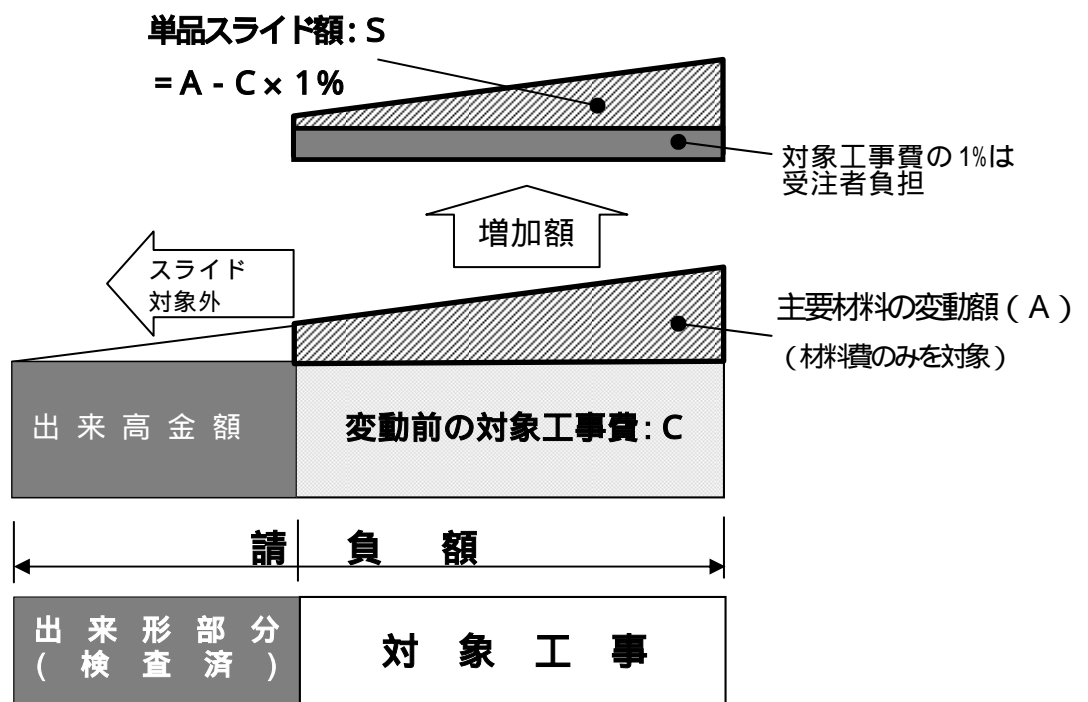
8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

単品スライドについて

鋼材類及び燃料油の価格上昇に伴う資材価格の増額分のうち、受注者からの請負代金額の請求に基づき対象工事費の1%を越える額（スライド額）を発注者が負担する。

項目		全体スライド	単品スライド
運用対象工事		工期が12ヶ月を越える工事	すべての工事
条項の趣旨		長期間の工事における通常予見不可能な価格の変動に対応する措置	特別な要因により主要な工事材料の著しい価格の変動に対応する措置（単年度工事など全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的な措置）
請負額変更の方法	対象	資材、労務単価等（価格水準全般の変動）	鋼材類及び燃料油（特定の資材価格の急激な変動）
	受注者負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%（対象工事費は部分払を行った場合は出来高部分に相応する請負代金額を控除したもの）
これまでの事例		ダム工事等（減額スライドの適用）	昭和55年に1回それ以降発動なし

スライド額の算定イメージ



山口県建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用基準

山口県建設工事請負契約約款第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という）については、以下に定める事項により運用するものとする。

1 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための出来形検査に合格した旨の工事請負契約約款第37条第3項に規定する通知の書面において、6の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2 スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{鋼}^{\text{変更}} - M_{鋼}^{\text{当初}}) + (M_{油}^{\text{変更}} - M_{油}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$M_{鋼}^{\text{当初}}, M_{油}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{鋼}^{\text{変更}}, M_{油}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

$M_{鋼}^{\text{変更}}, M_{油}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{鋼}^{\text{当初}}, M_{油}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1に規定する請負代金額

- (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の

$M_{鋼}^{\text{変更}}$ 又は $M_{油}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{鋼}^{\text{変更}}$

に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M_{油}^{\text{変更}}$ に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

燃料油に該当する各対象材料について、5(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)口の平均価格を乗じて得た金額。

- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

- (2) (1) 及び イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約約款第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量（ D ）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量

数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量

その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

- (2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

- (1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格(数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4の対象数量とすることができる。

6 部分払時の取扱

工事請負契約約款第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための出来形検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7 部分引渡し

工事請負契約約款第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に乙に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約約款第25条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という)を適用して請負代金額を変更した契約については、1(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価(工事請負契約約款第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、2(1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価(工事請負契約約款第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約約款第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする。)」とする。

附 則

- 1 この通知は、平成20年6月20日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る8(1)の規定の適用については「当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日まで」とする。

単品スライド条項運用基準の取扱いについて

土木建築部技術管理課

単品スライド条項運用基準の取扱いについて

(平成20年7月24日)

山口県建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)運用基準	取 扱 い
<p>山口県建設工事請負契約約款第25条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という)については、以下に定める事項により運用するものとする。</p> <p>1 主要な工事材料</p> <p>(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。</p> $\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$ $\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$ $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$ <p>$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額</p> <p>$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額</p> <p>p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価</p> <p>p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価</p> <p>D : 4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量</p> <p>k : 落札率</p>	<p>1 主要な工事材料の定義</p> <p>(1) 「単品スライド条項」を適用する「主要な工事材料」は鋼材類及び燃料油。</p> <p>また適用はそれぞれについて1%を超えていることが必要。</p> <p>鋼材、油どちらも1%超過 どちらも対象</p> <p>鋼材、油どちらか1%超過 超した方のみ対象</p> <p>鋼材類は、H型鋼、異形棒鋼、鋼矢板、鉄鋼2次製品(ガードレール等)、スクラップ等であり、銅、アルミ等の非鉄金属は含まない。原則として、山口県土木工事共通仕様書において鋼材と規定している資材を対象とする。</p> <p>燃料油は、軽油、ガソリン、重油、混合油、灯油。アスファルトは含まない。</p>

(2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための出来形検査に合格した旨の工事請負契約約款第37条第3項に規定する通知の書面において、6の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) - P \times 1/100$$

$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1に規定する請負代金額

(2) 請負代金額の定義

請負代金額の対象は部分払をしている場合は、部分払に相当する請負代金相当額を控除したもの。

あくまで、「部分払」をしていることが条件。現地搬入済みの資材でも部分払をしていない場合は請負代金額の対象とする。

また、元となる請負代金額は精算額とする。

2 スライド額の算定

「主要な工事材料」として対象になったもののみのスライド額を算定。

請負代金額は1の規定による。

(2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{鋼}^{変更}$ 又は $M_{油}^{変更}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{鋼}^{変更}$ に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M_{油}^{変更}$ に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

燃料油に該当する各対象材料について、5(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)口の平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入

(2)(1)の規定による変動後の資材の合計額と実際の購入額を比較し、実際の購入額の方が安い場合は実際の購入額によりスライド額を算定。

(3)(2)の乙の購入代金額は
実際の購入数量が少ない場合は
その金額

実際の購入数量が多い場合は、
(設計数量/購入数量) × 購入価格

(4) 諸経費については考慮しない。

実勢価格は物価資料に掲載された価格。

鋼材類の実勢価格は、現場へ搬入した月の物価資料の価格

した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。

燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。

ロ 各対象材料のうち、5(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4の対象数量とすることとしたもの(以下「対象数量」とする)にあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1) 及び イに規定する各対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、工事請負契約約款第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

設計図書(営繕工事(以下「工事」という。))に記載された数量があるときは、当該数量

数量総括表に一式で計上されている仮設工等(以下「仮設工等」という。)にあっては、甲の設計数量

その運搬に燃料油を用いる各種資材(以下「資材」という。)であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

燃料油の実勢価格は、購入月の翌月の物価資料の価格

(2)
(工事材料の品質及び検査等)
第13条第2項

2 乙は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

別途の方法とは、価格、購入先、購入月等を証明する書類で可

ロスを含めた設計計上数量

客観的に確認できなければならない。
2次製品の運搬燃料は対象としない。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4の対象数量とすることができる。

6 部分払時の取扱

工事請負契約約款第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための出来形検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

(1)乙から請負金額の変更請求があつた場合、購入等に係る証明書類の提出を求めるが、原則、提出は請求時と同時とする。

(2)提出をしない場合は対象外。

(3)燃料油は、やむを得ず証明書類が提出できない部分の数量も対象にすることができる。

6部分払をする際に、単品スライド条項の適用対象とする場合には、出来形検査確認通知書にその旨記入されていることが必要。

7 部分引渡し

工事請負契約約款第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

7 部分引渡しを終えたものは適用除外

8 請負代金額の変更手続

(1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(1)乙からの請求は工期末から2月以上前

(2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に乙に通知するものとする。

(2)請求受領後、協議開始の日を通知。原則として工期末から45日前の日とする。

(3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約約款第25条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という)を適用して請負代金額を変更した契約については、1(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価(工事請負契約約款第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、2(1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価(工事請負契約約款第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、「請負代金額」とあるのは「請

9 全体スライドとの併用の場合の取扱い規定

負代金額から工事請負契約約款第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）とする。

附 則

1 この通知は、平成20年6月20日から施行し、適用する。

2 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る8(1)の規定の適用については「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日まで」とする。

1 適用開始日を定めたもの。適用開始日前に終了した工事は対象外。

2 適用開始日現在で継続中の工事は対象となるが、適用開始日から工期末までが2ヶ月に満たない場合の救済手続き。

請求から工期末まで間がない場合、工事の一時中止により対応せざるを得ないと考えられる。

単品スライドの対象資材

対象資材は、「鋼材類」と「燃料油」

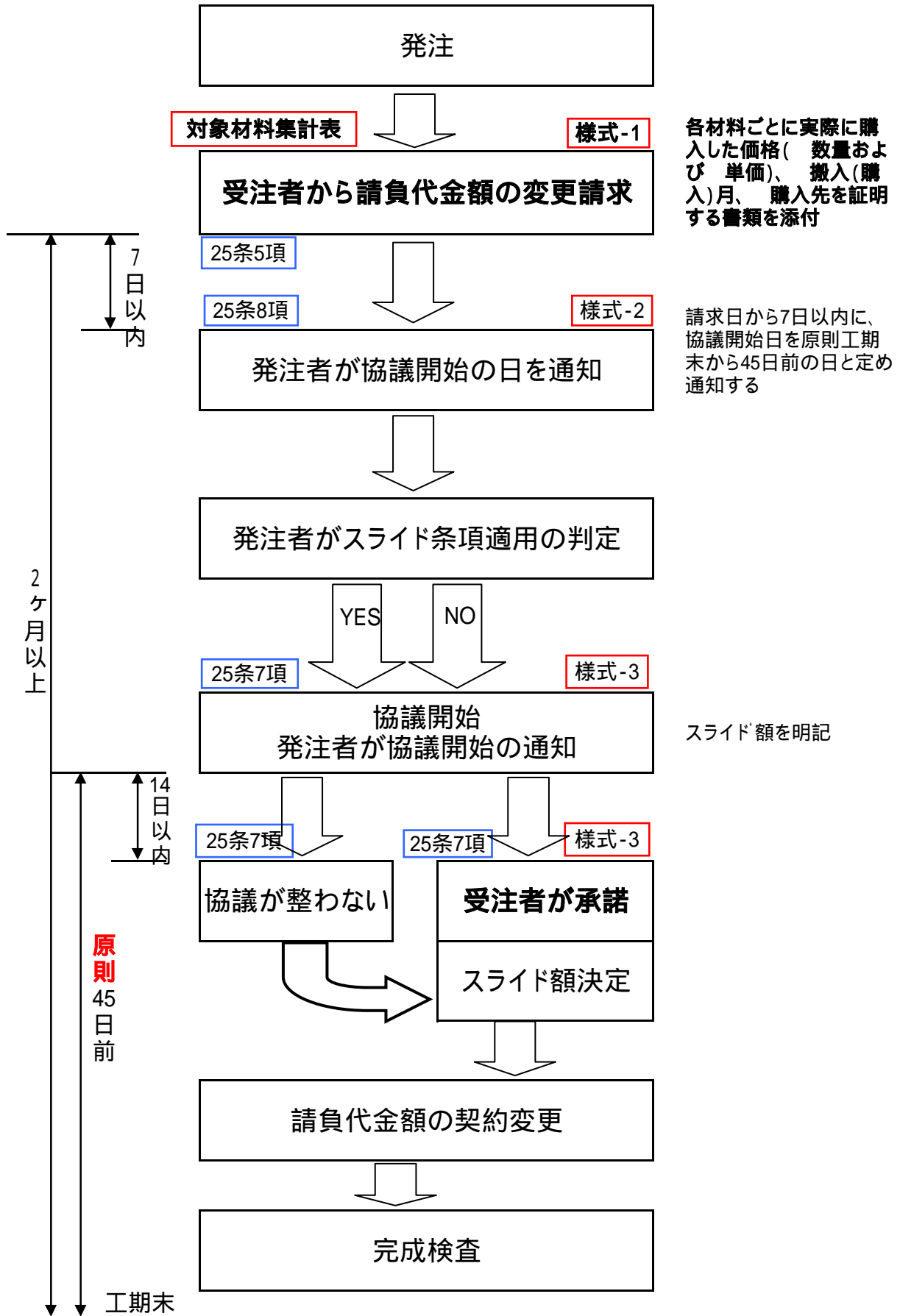
鋼材類：H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼製2次製品（ガードレール等）、スクラップ等（ただし、鋼材類を一部にしか含まないコンクリート2次製品や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属（銅、アルミ等）は含まない）

燃料油：軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油

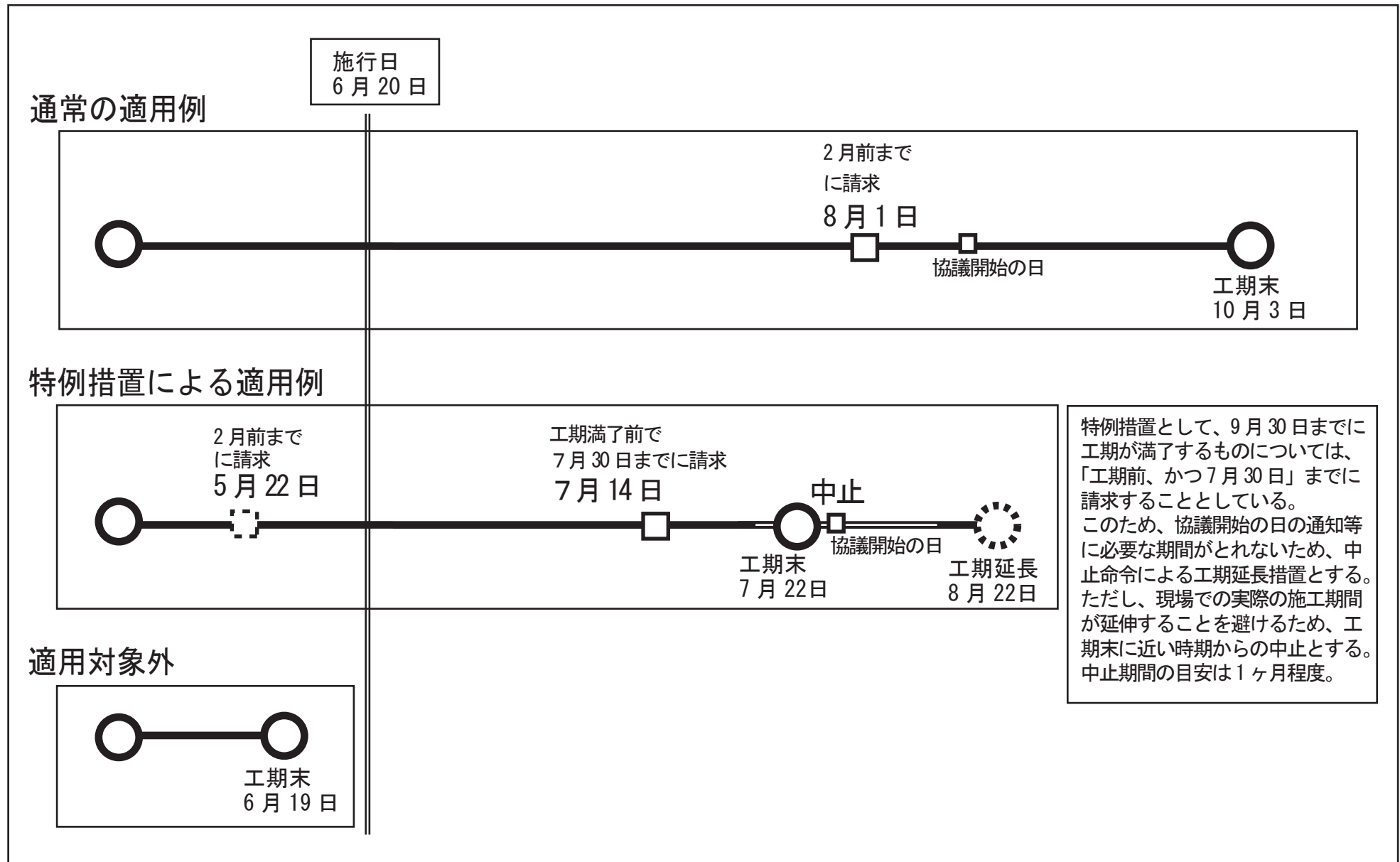
「鋼材類」として単品スライド条項の対象とするものは、原則として山口県土木工事共通仕様書において「鋼材」としている以下の資材とする。

番号	資 材 名	用 途 例
	構造用鋼材	鋼橋用資材、鉄筋、落石防護柵柱、水門、ライフプレート
	軽量形鋼	倉庫、学校等建築物の鉄骨
	鋼管	足場材、信号用柱、配水管、建築用鋼管
	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	ダクタイル鋳鉄管、排水管、マンホール蓋、揚排水ポンプ
	ボルト用鋼材	六角ボルト、ナット、平座金、HTB
	溶接材料	アーク溶接棒
	鉄線	鉄筋結束用、型枠固定用
	ワイヤロープ	ロックネット用、落石防止柵用、巻き上げ機用
	プレストレストコンクリート用鋼材	PC橋桁（購入桁除く）、土留め用アンカー
	鉄網	コンクリート舗装用鉄網、フェンス
	鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼矢板、鋼管杭、H型鋼杭、鋼管矢板
	鋼製支保工	トンネル用鋼製支保工
	鉄線じゃかご	じゃかご、ふとんかご
	コルゲートパイプ	(仮)排水路、道路側溝、地下集排水路、
	ガードレール（路側用、分離帯用）	ビーム、支柱、ブラケット、ボルトナット等
	ガードケーブル(路側用、分離帯用)	ケーブル、支柱、ブラケット、索端金具等
	ガードパイプ（歩道用、路側用）	パイプ、支柱、ブラケット等
	ボックスビーム（分離帯用）	ボックスビーム、支柱、パドル等

単品スライド 事務手続きの流れ



「附則2」の当面の対応について



様式 - 1

(第25条第5項関係)

平成 年 月 日

事務所長 様

請負者 住所
氏名

工事請負契約約款第25条第5項による請負代金額の変更の請求
について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事につ
いて、工事材料価格の変動により請負代金額が不適當となったため、工事請
負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の規定に基づき、下記のと
おり請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 工事名 _____
- 2 工事場所 _____
- 3 工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 4 請負額 _____ 円
- 5 出来形部分払 実施済 ・ 未実施 (いずれかに)
- 6 変動額
鋼材類 _____ 円 (消費税込)
燃料油 _____ 円 (消費税込)

本請求と同時に、「対象材料集計表」を提出すること。しかし、ま
だ納入されていない資材がある場合や、現時点で記載内容が確認
できる証明書類を提出し難い事情があると認めるときは、全ての
書類の提出予定日を以下に記入しそれまでに提出すること。

提出予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

注1) 変動額とは、価格変動後から価格変動前の金額を差し引いた鋼材類又は燃料油
の額である。なお、請求は鋼材類又は燃料油いずれか一方でもよい。

様式 - 2

(第 2 5 条第 8 項関係)

第 号
平成 年 月 日

請負者 住所
氏名 様

事務所長

工事請負契約約款第 2 5 条第 8 項による請負代金額の変更の協議開始
の日の通知について

平成 年 月 日付けで請負代金額の変更について請求のありました下記
工事について、工事材料価格の変動により請負代金額が不相当となったため、工事
請負契約約款第 2 5 条第 8 項の規定に基づき協議開始の日を下記のとおりとします。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 3 請 負 額 _____ 円
- 4 協議開始日 平成 年 月 日
- 5 協議理由 鋼材類又は燃料油の価格変動によるスライドの適用。

注 1) 協議開始日の通知は、単品スライド条項による請負代金額変更の請求のあった日から 7 日
以内に乙に通知しなければならない。

注 2) 協議開始日は、工事請負契約約款第 2 5 条第 8 項にもとづき、乙の意見を聞いた上で、同
項に規定する「協議開始の日」を原則「工期未から 4 5 日前」と定めているが、やむを得な
い事情が認められる場合には、この限りではない。

様式 - 3

(第25条第7項関係)

平成 年 月 日

請負者 住所
氏名 様

事務所長

工事請負契約約款第25条第7項による請負代金額の変更の
協議について

平成 年 月 日付けで請負代金額の変更について請求のありました
下記工事について、スライド額を下記のとおり算定しましたので、工事請負契
約約款第25条第7項の規定に基づき協議します。

なお、この金額に異存がない場合には、記名押印のうえ一部返送願います。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 請負(見込)額 _____ 円(消費税込)(スライド額は含まない)
- 4 スライド額 _____ 円(消費税込)
(増額分)

上記スライド額については承諾します。

平成 年 月 日

請負者 住所

氏名

印

対象材料集計表

工 事 名 _____

請負業者名 _____

1 鋼材類

単価：円（消費税抜き）

名称	規格	単位	搬入月：		搬入月：		搬入月：		搬入月：		購入先
			数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	

注) 上記内容が確認できる証明書類の写しを添付すること。なお、必要書類が確認できない場合にはスライド額の対象数量とはしないものとする。

2 燃料油

単価：円（消費税抜き）

名称	規格	単位	購入月：		購入月：		購入月：		購入月：		購入先
			数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	

注) 上記内容が確認できる証明書類の写しを添付すること。なお、必要書類が確認できない場合にはスライド額の対象数量としないこととするが、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を提出し難い事情があると認める場合においては、主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

記入例

平成20年8月20日

対象材料集計表

工 事 名 : 一般県道 線道路改良工事第1工区
 請負業者名 : 建設株式会社

1 鋼材類

単価:円(消費税抜き)

名称	規格	単位	搬入月:H20.1月		搬入月:H20.3月		搬入月:H20.5月		搬入月:H20.6月		購入先
			数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	
異形棒鋼	SD345 D16	t	30.5	74,000	20.6	79,000	80.9	99,000			鐵工(株)
H形鋼(広幅)	300*300 SS400	t	8.5	83,000			3.2	118,000	2.4	124,000	鐵工(株)
鋼矢板	U形()	t	5.5	97,000	6.7	112,000	13.2	112,000	20.2	127,000	鐵工(株)

注) 上記内容が確認できる証明書類の写しを添付すること。なお、必要書類が確認できない場合にはスライド額の対象数量とはしないものとする。

2 燃料油

単価:円(消費税抜き)

名称	規格	単位	購入月:H20.3月		購入月:H20.4月		購入月:H20.6月		購入月:		購入先
			数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	
軽油	1.2号 スタンド渡し	L	5.254	122	4.623	122	20.785	127			商事(株)

注) 上記内容が確認できる証明書類の写しを添付すること。なお、必要書類が確認できない場合にはスライド額の対象数量としないこととするが、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を提出し難い事情があると認める場合においては、主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

出来形検査申請書

平成 年 月 日

様

請負者 住所

氏名

下記の工事について出来形検査をされるよう工事請負契約書第37条第2項の定めにより申請します。

今回、申請する部分払いの範囲については、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の請求対象とすることを併せて要請します。

記

請負代金の額	円
前払金受領済額	円
部分払金受領済額	円
工事名	工事 第 工区
工事場所	地内
工期	着手期日 平成 年 月 日 完成期日 平成 年 月 日

平 20 第 号
平成 20 年 (2008 年) 月 日

株式会社 建設

代表取締役 様

土木建築事務所長

出来形検査確認通知書

平成 年 月 日 出来形検査を行った結果、下記のとおり確認する。

工 事 名	一般県道 線 道路改良工事 第1工区		
工 事 場 所	市 町		地内
工 期	着 手 期 日	平成 年 月 日	
	完 了 期 日	平成 年 月 日	
請 負 代 金 の 額	金 , , 円		
出来形部分等に対する 請負代金相当額	金 , , 円		
備 考	当該出来形検査で確認した出来形部分については、 山口県工事請負契約約款第25条第5項に規定する 単品スライド条項の適用対象とすることができる。		

単品スライド

平成20年（2008年）

お知らせ

- ① [単品スライド条項の適用に関する受注者向け説明会について（平成20年7月24日開催）](#)（2008年7月16日）
- ② [総合評価競争入札における工事成績評定のお問い合わせについて](#)（2008年7月14日） **NEW!**
- ③ [工事請負契約における単品スライド条項の運用について](#)（2008年7月15日） **NEW!**
- ④ [総合評価競争入札における地域貢献度の取扱いについて](#)（2008年6月2日） **NEW!**
- ⑤ [入札・契約制度の改正について（調査基準価格の引き上げ・予定価格の事後公表試行）](#)（2008年6月20日）
- ⑥ [公共工事に係る入札関係申請・提出様式集](#)（2008年3月30日更新）
- ⑦ [現場説明用設計図書の子電子配付に関するお知らせ](#)（2008年3月13日更新）
- ⑧ [条件付き一般競争入札に関するお願い（専門工事）](#)（2007年9月5日新着）
- ⑨ [「入札・契約制度の改正についての説明会」Q&A](#)（2007年8月22日更新）
- ⑩ [「入札・契約制度の改正についての説明会」資料集ページ](#)（2007年8月17日更新）
- ⑪ [電子入札の運用拡大について](#)（2006年9月15日新着）
- ⑫ [技術管理課の報道発表一覧](#)（随時更新）

平成20年（2008年）7月15日

工事請負契約における単品スライド条項の運用について

最近の鋼材類や燃料油の高騰状況に鑑み、工事請負契約約款第25条第5項の「単品スライド条項」について、以下のとおり運用することとしましたのでお知らせします。



[工事請負契約における単品スライド条項の運用について.pdf](#)（36KB）



[山口県建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用基準.pdf](#)（21KB）

・説明会（受注者向け）

単品スライド条項の適用に関する受注者向け説明会を、平成20年7月24日に開催しますのでお知らせします。



[「単品スライド」説明会の開催について.pdf](#)（105KB）

・様式等

（単品スライド請求を行う場合は、以下の様式-1及び対象材料集計表を提出してください。）



[【様式-1】単品スライド（請負者からの請求）.doc](#)（31KB）

（H20.6.27 様式-1の記載項目に『工事場所』を追加しました。）



[対象材料集計表.doc](#)（97KB）

受注者提出資料

工事請負契約における単品スライド条項の運用について

最近の鋼材類や燃料油の高騰状況に鑑み、工事請負契約約款第25条第5項の「単品スライド条項」について、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

記

1 内 容

単品スライドとは、山口県工事請負契約約款第25条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、発注者又は請負者が請負代金額の変更を請求できる措置です。

2 対象資材

鋼材類と燃料油の2資材を対象とします。

3 対象工事

全ての工事を対象とします。

4 請負代金額の変更の考え方

(1) 鋼材類及び燃料油のそれぞれについて、価格上昇による増額分が対象工事費の1%を超えたものを請負代金額の変更対象とします。

(2) 変更対象資材について、その増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担します。

対象工事費とは請負代金額の総価であるが、部分払いを行った場合は出来形部分等に相応する請負代金額を控除した額です。

5 変更請求の時期

工期の末日の2か月前までに請負代金額の変更請求を行う必要があります。

ただし、工期の末日が平成20年9月30日以前である工事については、工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日までとします。

6 証明書類の提出

実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を必ず提出してください。

7 施 行 日

平成20年6月20日

(施行日時点で継続中の工事及び新たに契約する工事が対象となります。)

8 そ の 他

詳細については「山口県建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)運用基準」をご覧ください。

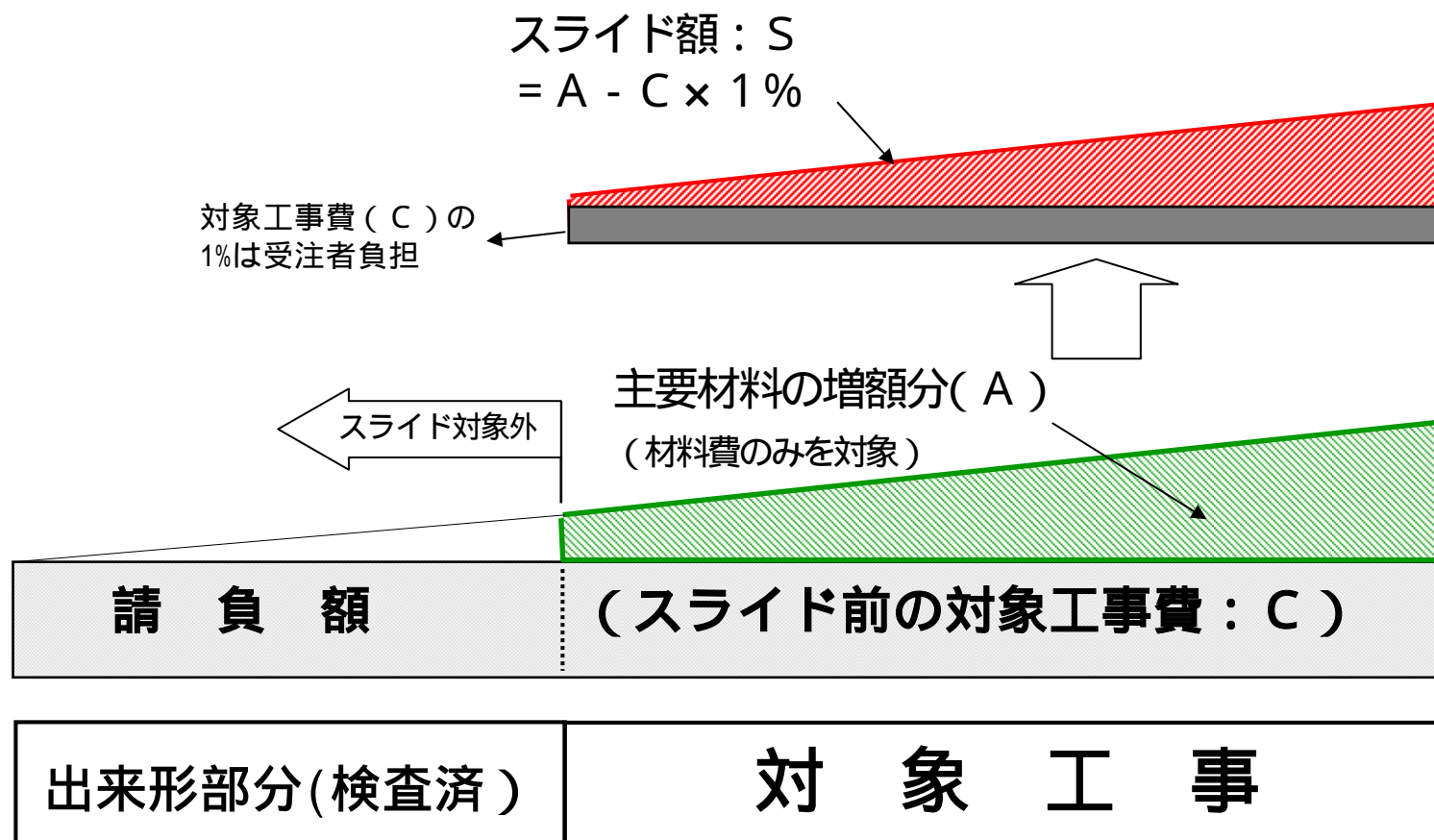
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>

9 様 式

(1) 請負代金額の変更請求(様式-1)

(2) 対象材料集計表 <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>

スライド額(S)の算定について



単品スライドQ & A（暫定版）

山口県 土木建築部 技術管理課

【 基本事項】

1. 「単品スライド」とは何か。
2. 今回の「特別な要因」とは何か。
3. これまで行っていたスライド条項（全体スライド）との違いは何か。
4. 鋼材類と燃料油の2資材に限定するのはなぜか。
5. 鋼材類や燃料油の価格高騰の状況はどうなっているか。
6. 単品スライド条項の運用基準を定めた目的は何か。
7. どのような工事が単品スライド条項の適用となるか。
8. 今回の単品スライド条項の運用基準と算定の考え方は。
9. なぜ、増加額全額を対象とせず、1%は請負者負担とするのか。
10. 単品スライドの対象外となる部分とは。
11. 工期の末日が平成20年6月20日以降で、残工事が2カ月ないものは対象外か。
12. 特例措置で工事の一時中止を行う場合の監理技術者等の専任義務と増額費用の負担は。
13. 対象品目である鋼材類と燃料油の具体的な資材は。
14. スクラップを対象とするとあるが、請求時に対象材料として計上する必要があるのか。
15. 単品スライド額の算定に当たっては、請負者から請求があった資材のみが対象か。
16. 鋼材類の適用範囲について、鉄筋等を含むコンクリート2次製品は対象となるか。
17. 燃料油の高騰が価格に転嫁された鋼材類以外の2次製品等の資材も対象となるのか。
18. 仮設等に伴う鋼材類の賃料・損料も対象となるのか。

【 単品スライド額の算定】

19. 単品スライド額の算定方法は。
20. 当該工事が単品スライド条項の対象となるかどうかの概略のボーダーライン算定方法は。
21. 価格変動後の材料金額の算出方法は。
22. 市場単価や諸雑費等に含まれる燃料油の取扱いは。
23. 鉄筋等におけるロス分も対象となるか。
24. 搬入・購入の対象数量の確認方法は。
25. 請負者が証明する書類が整わない場合はどうするのか。

【 事務手続等】

26. 事務手続の流れにおいて、請負者からの請負代金の変更の請求はいつ行うのか。
27. 単品スライド条項の運用開始について、関係団体・機関への周知はどのように行うのか。
28. 単品スライドの運用マニュアル等はないのか。
29. 今後、主要な工事材料の価格が急落した場合もこの単品スライド条項は適用されるのか。

【 基本事項 】

1. 単品スライドとは何か。

(参考) 単品スライド条項制定の経緯

昭和 54～55 年の第二次オイルショック時に、一部の石油関連資材の価格が高騰し、建設工事の円滑な実施が危ぶまれたが、契約約款では具体的な定めがなく、昭和 55 年は、暫定措置の「特約条項」で対応した。

昭和 56 年に一般化した「特約条項」が、契約約款の第 25 条第 5 項に相当する。しかし、具体の運用基準については定めがなかった。

今回、具体の運用基準を定めて本条項が発動されるのは初めてのことである。

「単品スライド」とは、山口県建設工事請負契約約款(以下、「契約約款」という。)第 25 条第 5 項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置である。

2. 今回の「特別な要因」とは何か。

最近の鋼材類の原材料の高騰や、原油高の影響による輸送コストの上昇によって、資材価格が急騰していることを示している。

3. これまで行っていたスライド条項(全体スライド)との違いは何か。

項 目		全体スライド (契約約款第 25 条第 1～4 項)	単品スライド (契約約款第 25 条第 5 項)
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨		長期間の工事における通常予見不可能な価格の変動に対応する措置	特別な要因により主要な工事材料の著しい変動に対応する措置(単年度工事など全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的な措置)
請負額変更の方法	対 象	資材、労務単価等 (価格水準全般の変動)	鋼材類及び燃料油 (特定の資材価格の急激な変動)
	受注者負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% (対象工事費は部分払を行った場合は出来高部分に相応する請負代金額を控除したもの)
これまでの事例		ダム工事等 (減額スライドの適用)	昭和 55 年に 1 回 それ以降発動実績なし

4. 鋼材類と燃料油の 2 資材に限定するのはなぜか。

公共工事の工事費における使用割合と、市場価格が大きく変動した資材の両面から検討し、「鋼材類」と「燃料油」の 2 資材を対象とした。

(工事費に占める割合：国直轄工事の平均値)

資材名	工事費に占める割合 (金額ベース)	価格の上昇率 (H20.7/H20.1)
生コンクリート	13.8%	1.00
鋼材類	11.7%	1.43
舗設材類	9.4%	1.01

燃料油	5.9%	1.22
コンクリート製品類	4.1%	1.00
砕石	2.9%	1.00

5. 鋼材類や燃料油の価格高騰の状況はどうなっているか。

鋼材類の平成 20 年 1 月時点と 7 月時点の市場単価差は、鋼材の種類により、1 トン当たり 28,000 円～47,000 円（25～58%）の上昇となっている。

燃料油の平成 20 年 1 月時点と 7 月時点の市場単価差は、燃料油の種類により、1 リットル当たり 17 円～26 円（12～38%）の上昇となっている。

6. 単品スライド条項の運用基準を定めた目的は何か。

昭和 55 年、56 年当時の経緯から、契約約款第 2 5 条第 5 項（単品スライド条項）は定められていたが、具体的な運用基準については定めがなく、過去に適用されたこともなかった。

今回、国が運用基準を定めたことによって、本条項が初めて発動されることとなった。国に準じて県も運用基準を定めたことにより、資材価格の高騰を踏まえた請負代金の見直しが円滑に行うことができるものと考えている。

7. どのような工事が単品スライド条項の適用となるか。

鋼橋上部工、鉄筋の占める割合の大きい工事、土工の占める割合の大きい工事などが対象となる可能性が高いと考えられる。

8. 今回の単品スライド条項の運用基準と算定の考え方は。

運用基準

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、請負者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の 1% を超える額を発注者が負担する。

ただし、今回対象となる品目は鋼材類と燃料油であり、品目ごとの増額分が 1% を超える必要がある。よって、鋼材類・燃料油のどちらもが 1% を超過した場合はどちらも増額対象となるが、どちらかだけが 1% を超過した場合は超過した方のみが増額の対象となる。

運用基準の具体は、次の条件をすべて満たす工事。

対象材料の実際の搬入・購入月における実勢価格を用いて、部分引渡し部分、出来高払い部分を除いた当該工事の請負金額を再度積算した場合、部分引渡し部分、出来高払い部分を除いた当該工事部分が、再積算前の金額より 1% を超えて変動している工事。

ただし、鋼材類と燃料油は、品目ごとにそれぞれ 1% を超える必要がある。

請求の時期以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事。

なお、今後発注する工事も、上記の かつ を満足する場合は、当面の間、対象。

出来高払い部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載している場合は対象とする。

9. なぜ、増加額全額を対象とせず、1% は請負者負担とするのか。

契約約款第 25 条（単品スライド条項を含む物価水準の変動に関する対応措置）は、価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当ではないとの考え方に基

づき定められている。

また、1%の根拠については、契約約款第29条において不可抗力による損害の規定において、請負契約の1%を超える部分について発注者が負担することが定められていることから、これを考慮して決定されたものである。

10. 単品スライドの対象外となる部分とは。

単品スライドの対象外となる部分は、契約約款第38条の規定に基づき部分引渡しを終えた工事部分、及び、同37条3項に基づき出来形検査を受けた工事部分とする。

ただし、同37条3項に基づく請負代金の部分払のための出来形検査時に、当該工事の請負代金が不適当となるおそれがあると認め、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載をした場合はこの限りではない。

なお、「中間前払金」は、単品スライドの対象外となる部分には該当しない。

11. 工期の末日が平成20年6月20日以降で、残工事が2カ月ないものは対象外か。

工期の末日が平成20年6月20日以降で、平成20年9月30日以前の工事にあつては、特例措置として、平成20年7月30日までに請負者から請求があればよいものとする。

ただし、この場合においては、「工事の一時中止」をかけて単品スライド額の算定を行うことも想定される。なお、当然のことながら、工事完成通知書が提出された工事については対象外である。

12. 特例措置で工事の一時中止を行う場合の監理技術者等の専任義務と増加費用の負担は。

単品スライドの算定のために、やむを得ず工事の一時中止を行う場合は、工期末近くの工事終了時点からとする。この場合、監理技術者等の専任は要しないものとする。

また、この一時中止に伴う増加費用については、契約約款第20条第3項に規定される“必要と認められるとき”には当たらないものとし、発注者の負担は行わないものとする。

13. 対象品目である鋼材類と燃料油の具体的な資材は。

鋼材類

鋼材類は、原則として、山口県土木工事共通仕様書（H20.10月改訂予定）の材料編において規定されている鋼材及び主たる部材が同鋼材で構成されている2次製品・製作物が対象となる。

具体的な資材としては、鋼板・型鋼・鉄筋・鋼矢板・鋼管・鉄鋼2次製品（ガードレール・標識材料・フェンス等）及びスクラップ等であり、リース品も対象となる。

なお、鋼材において、銅・アルミニウム・亜鉛・鉛・錫（すず）・ニッケル等の非鉄金属は対象外である。〔非鉄金属：鉄鋼材料（鉄および鉄を主成分とした合金）以外の金属。〕

燃料油

燃料油は、ガソリン・軽油・混合油・重油・灯油の5材料を対象とする。なお、例えば、潤滑油やアスファルトなど燃料油でないものは対象材料とはしない。

14. スクラップを対象とするとあるが、請求時に対象材料として計上する必要があるのか。

単品スライドは、品目（鋼材類・燃料油）ごとに合計した金額で判定することから、たとえ、スクラップ控除額の増加により鋼材類全体の増額分が部分相殺されても、変動額を適切に設定す

るためには必要であると考え。

よって、請負者が鋼材類の請求を行う場合には、対象材料としてスクラップ分も併せ計上するものとする。

15. 単品スライド額の算定に当たっては、請負者から請求があった資材のみが対象か。

原則として、請負者から請求のあったもののみが対象である。ただし、スクラップ控除があれば、スクラップ分も対象とする。

16. 鋼材類の適用範囲について、鉄筋等を含むコンクリート2次製品は対象となるか。

ボックスカルバートやプレテンションPC桁などのプレキャスト製品が考えられるが、原則として、スライド対象とはしないこととする。

17. 燃料油の高騰が価格に転嫁された鋼材類以外の2次製品等の資材も対象となるのか。

製造過程あるいは搬送等における燃料消費高騰分が価格に転嫁されることが考えられるが、鋼材類以外の2次製品はスライド対象外である。

18. 仮設等に伴う鋼材類の賃料・損料も対象となるのか。

鋼材類の賃料・損料も対象とすることができる。なお、賃料については、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格を用いて単品スライド額を算定するものとする。

【 単品スライド額の算定】

19. 単品スライド額の算定方法は。

変動額が請負代金額 C の 1% に相当する金額を超える金額。

$$\text{単品スライド額} = A - C \times 1\%$$

A : 対象材料における価格の変動幅 (諸経費抜き)

C : 部分引渡し部分、出来高払い部分を除いた請負代金額 (諸経費込み)

請負代金額の対象は、部分払している場合は、部分払に相当する請負代金相当額を控除する。この場合、「部分払」をしていることが条件であり、現地搬入済みの資材でも部分払をしていない場合は、部分払に相当する請負代金相当額に含めず、スライドの対象となる。

ただし、適用日以降に部分払をする場合で、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となる恐れがあるときは、発注者又は請負者の求めに応じ、当該通知を行う書面(出来形検査確認通知書)に、発注者又は請負者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載すること。

20. 当該工事が単品スライド条項の対象となるかどうかの概略のボーダーライン算定方法は。

単品スライド条項の運用基準では、鋼材類・燃料油ごとの価格上昇に伴う増額分が、対象工事費の 1% を超える場合を対象としている。

$$\text{すなわち、} \quad \frac{\text{使用数量} \times \text{単価差} \times \text{落札率}}{\text{変動前対象工事費 C}} > 0.01$$

$$\text{であるから、} \quad \frac{\text{変動前対象工事費 C} \times 0.01}{\text{単価差} \times \text{落札率}} < \text{使用数量}$$

となる場合が、単品スライド条項の適用となる可能性がある。

$$(\text{単価差} = \text{加重平均単価} - \text{設計単価})$$

【計算例】

変動前対象工事費 C : 105,000,000円

落札率 : 82.0%

軽油の単価差 : 20円 / リットル

燃料等の使用量 V : 64,024 リットル

64,000リットル以上使用する工事であれば、単品スライド適用の可能性がある。

21. 価格変動後の材料金額の算出方法は。

品目ごと に次の順序で算出する。

請負者が実際に購入した金額(A)の算出。[民積算]

対象材料ごとに次の規定に基づき実際に購入した際の代金額を算定し、全ての材料につい

て合計したもの。

請負者数量 < 発注者数量 請負者が実際に購入した金額

請負者数量 > 発注者数量 発注者数量 / 請負者数量 × 請負者が実際に購入した金額

価格変動後の実勢金額 (B) の算出 [官積算]

対象材料ごとに実勢価格を用いて金額を算定し、全ての材料について合計した金額 (諸経費なし) に、落札率をかけたもの。

適用する価格変動後の材料金額の算出 (安い方の金額を採用)

請負者が購入した金額 (A) < 価格変動後の実勢金額 (B) 請負者が購入した金額 (A)

請負者が購入した金額 (A) > 価格変動後の実勢金額 (B) 価格変動後の実勢金額 (B)

鋼材類、燃料油ごとに民積算と官積算の安い方を採用することとする。

(具体例) 鋼材の対象材料ごとに民積算と官積算の安い方を採用することはない。

2.2. 市場単価や諸雑費等に含まれる燃料油の取扱いは。

市場単価や諸雑費等に含まれる燃料油は、基本的には、単品スライド条項の対象となるが、客観的に数量等を確認することが難しいため、実際には対象とすることは困難と考える。

2.3. 鉄筋等におけるロス分も対象となるか。

ロス分もスライドの対象に含む。例えば、鉄筋工の場合、スライド額算定の対象となる数量 (D) については、 $D = \text{設計数量} \times 1.03$ (ロス分) となる。

2.4. 搬入・購入の対象数量の確認方法は。

鋼材類については現場に搬入した月、燃料油については購入した月としており、請負者に対して対象材料を実際に購入した際の数量・単価・購入先・当該対象材料の搬入等の月を証明する書類 (納品書・請求書・領収書等) の提出を求めることとする。

2.5. 請負者が証明する書類が整わない場合はどうするのか。

請負者が発注者の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないために価格等が確認できない場合は、原則、単品スライド条項の対象外とする。

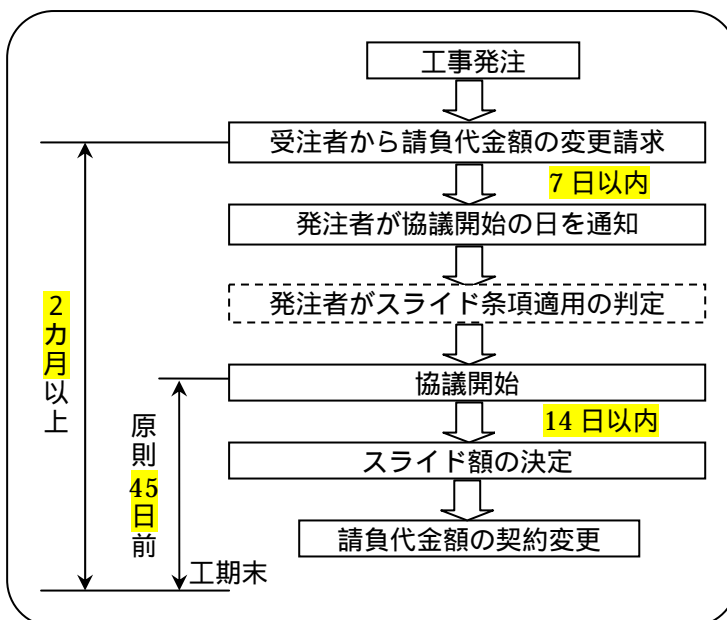
ただし、燃料油において、すべてを証明する書類の提出が困難で、真にやむを得ないと判断できる場合は、主たる用途に用いた数量を証明することで、対象数量としてもよいこととする。

【 事務手続等 】

26. 事務手続の流れにおいて、請負者からの請負代金の変更の請求はいつ行うのか。

事務手続の流れの概略は、右図に示すとおりであり、単品スライド条項に基づく請負代金の変更の請求は、原則として、工期末の2カ月前までとする。

ただし、特例措置が設けられており、工期末が平成20年6月20日以降で、平成20年9月30日以前である工事については、工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日までに請求があればよいものとする。



27. 単品スライド条項の運用開始について、関係団体・機関への周知はどのように行うのか。

単品スライド条項の運用開始は、平成20年6月20日（金）に報道発表するとともに、同日、県のホームページでの公表や出先事務所における掲示、関係団体・機関への通知を行うなど、広くその周知を図っている。

28. 単品スライドの運用マニュアル等はないのか。

国土交通省が、平成20年7月16日に単品スライド条項運用マニュアル（暫定版）を策定したところであり、国土交通省のホームページに掲載されている。

（http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000018.html）

29. 今後、主要な工事材料の価格が急落した場合もこの単品スライド条項は適用されるのか。

特別な要因により主要な工事材料の著しい変動に対応する措置が単品スライド条項であることから、適用（逆スライド）されることとなる。よって、この場合、発注者側から請負者側へ単品スライドを請求することになる。